

手続の流れ（届出・申出とも）

野田市長あての届出(申出)書に必要な書類を添付して、土木部用地課へ提出してください。

届出・申出を受けた土地について、市等が公有地として必要であると判断すると、市長は届出日から起算して3週間以内に取りの協議をさせていただく旨を通知します。また、この通知があった日から起算して3週間以内は、他人にその土地を譲渡することはできません。

公有地の拡大の推進に関する法律第4条（届出）・第5条（申出）フロー図

